

高知県における臨床工学技士指定講習会を終えて

桑原和則

昨年6月臨床工学技士法が官報に告示され、透析技師を含めた「生命維持管理装置」を扱う技師に対し国家試験のうえ特定の資格が与えられることとなった。

高知県透析技師会では国家試験に関する細則がはっきりしない昨年の10月より、技師会独自の勉強会に取組み、毎日曜日県立中央病院において高知医大、高知高専などから講師を招聘し、臨床医学、医用工学などに関する予備的な講義を受けてきた。

本年1月試験の概略が分った時点で高知県透析医会と連携し、高知県内において厚生省の指定講習会が開催できないものか各方面に打診した結果、条件さえ整えば可能であるとの心証を得た。最大の難問は条件を満たす講師の確保であったが、高知医大、高知高専の教授をはじめ、各先生方の全面的な支援が得られ高知県内の指定講習会が可能となった。

高知県透析医会では直ちに講習会の実行委員会を設け9名の実行委員を選定し事務局を設置した。5月からの講習会が可能との情報で5月1日を開講日と定め準備を進めた。カリキュラムの作成に取り掛り各講師との打合わせなどで厚生省、高知医大、高知高専を慌たたく駆け回り、16週間にわたるカリキュラムができあがった。開講日直前になり厚生省からの指示で開講日は5月8日と変更され、カリキュラムの再検討を余儀なくされ担当者は大慌てしたことであった。

講習会場は高知医大の臨床講堂が当てられ午

前中2時限、午後3時限という強行スケジュールであった。実行委員は当番制で、受講者の監督と講師の接待に当たった。

受講者と一緒に30年前の学生気分にかえって聴講したが自分の専門以外の講義は殆どわからず、特に医用工学に関する講義は理解できなかった。受講者は職種、学歴などまちまちであり彼らを同一の器で講義しなくてはならない講師の先生方は、さぞかし大変なことであつたろうと拝察した。

講義のあと、講師の先生との雑談のなかで「最近の学生は横着で、講義をしていて腹が立つ、平気で席は立つし、大っぴらに眠るし、全く始末が悪い、その上欠席者は多いし」それに比べると「今日の講義が余程楽しい」と聞かされ安堵したことでした。

いずれにしても講師に余り不愉快な思いもさせず、又これといったトラブルもなく16週間に及ぶ講義が終了したことは受講者とともに実行委員の一人として喜びに絶えない。受講者は高知県78名、愛媛県10名、香川県7名の合計95名であったが、途中1名が病気でやむなく欠講したため94名が所定の受講を済ませ、8月21日の認証式に臨むことができた。

認証式には高知医大学長、俵寿太郎先生を来賓としてお迎えし、実行委員の列席のもとに94名の受講者に修了証書が実行委員長の高知医大教授、藤田幸利先生より授与された。「11月6日の国家試験にむけて、大変なことだが、100%の合格を目指し、頑張ってもらいたい」と、俵学長

より励ましの言葉を頂き認証式を終わった。

全国に先駆け札幌市とともに指定講習会がいち早く実施され認証式を行うことができた原動力は、高知県透析医会のチームワークと高知県透析技師会の熱意、それに高知医大の全面的なご協力の賜物と考えております。

今後は受講者の皆様には国家試験という難関が控えておりますが、今回の講習会での学習をもとになお一層の努力を重ね、受験者全員の合格を祈っています。